

## 川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

27川市子推第676号  
平成27年9月1日市長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「保育士資格取得支援事業実施要綱（平成27年4月13日雇児発0413第11号）」及び「教育支援体制整備事業費交付金交付要綱及び教育支援体制整備事業費交付金実施要領（平成27年5月21日27文科初第324号）」に基づき、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (事業目的)

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされていることから、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園等 認定こども園法第2条第6項に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設をいう。
- (2) 設置者等 幼保連携型認定こども園等の設置者、代表者等をいう。
- (3) 養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

### (補助対象施設)

第4条 補助金を交付する対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、前条第1号に規定する川崎市内に所在する幼保連携型認定こども園等とする。なお、補助対象施設は、本事業が完了するまでの間、当該施設としての要件を満たさなければならない。

### (補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 養成施設の受講料等

- ア 補助対象施設に勤務している幼稚園教諭が、保育士資格を取得するために要した養成施設の受講経費（以下「受講経費」という。）とする。
- イ 受講経費の内訳は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払った入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及びそれぞれの経費の消費税とする。
- ウ 受講経費を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
- エ 原則として、補助対象施設が、受講経費を負担する。ただし、補助対象施設と受講者がお互いの協議のもと、受講者が受講経費を負担する場合は、この限りでない。

(2) 代替幼稚園教諭雇上費 補助対象施設に勤務している幼稚園教諭の保育士資格取得に伴い、代替として雇い上げた幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）に係る雇上経費とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費とならない。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用
- (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- (8) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合のクレジット会社に対する分割払い手数料及び金利
- (9) 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付することとし、次の各号に定める方法により算定した額とする。

- (1) 養成施設の受講料等については、受講者1人につき、養成施設の受講に要した経費の2分の1を補助対象とし、100,000円を上限とする。
- (2) 代替幼稚園教諭雇上費については、1人1日当たり、7,000円とする。

2 算定した額に端数が生じた場合は、次の各号に定める方法により算定する。

- (1) 養成施設の受講料等については、算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (2) 代替幼稚園教諭雇上費については、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第7条 補助対象者は、補助対象施設に勤務する者であって次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 幼稚園教諭免許状を有しているが、保育士資格を有しない者
  - (2) 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知)別表の②及び③により保育士資格を取得する者
  - (3) 養成施設での受講(通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制)により必要な科目を履修し、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する者
  - (4) 保育士証の交付を受けた日から起算して、1年以上補助対象施設に勤務する者。ただし、補助対象施設での勤務開始後1年を満たずに休職又は退職し、再度補助対象施設に勤務した者については、各施設の勤務期間を合算するものとする。
- 2 過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、養成施設において、児童福祉法施行規則第6条の10第2項に掲げる筆記試験科目(同項第2号の教育原理及び同項第5号の保育の心理学を除く)に相当する科目を履修することで、児童福祉法施行規則第6条の11の2の規定により保育士資格を取得する者も、補助対象者とする。
- 3 補助対象者が、保育士資格の取得ができない場合又は取得後1年以上幼保連携型認定こども園等に勤務することができない場合は、補助の対象としない。
- 4 補助対象者が、保育士修学資金貸付事業及び雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。

(事業実施申請)

第8条 補助対象施設の設置者等は、当該補助に係る事業を実施するときは、川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施申請書(第1号様式。以下「実施申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出することとする。なお、実施申請書を提出することができる期間は、補助対象者が養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日の属する年度中とする。

- (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書
- (2) 補助対象者が、常勤職員として補助対象施設に勤務していることが確認できる書類
- (3) 補助対象者が、実施申請書の提出前に受講を開始している場合は、養成施設に在学していることが確認できる書類

(事業実施決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、本事業の対象であることを決定したときは、川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施決定通知書（第2号様式）により、申請した者に対して通知を行うものとする。

（事業の完了確認及び補助金の申請）

第10条 前条に規定する実施決定の通知を受けた者は、原則として、補助対象者が保育士証の交付を受けた後、補助対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに、川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書（第3号様式）及び川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付申請書（第4号様式）並びに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者が保育士証の交付を受けた後、補助対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類
- (2) 養成施設の長が発行する対象経費の領収書又は養成施設に対し振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）。なお、クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）とする。
- (3) 補助対象者の保育士証の写し
- (4) 代替幼稚園教諭が補助対象施設に勤務していたことが確認できる書類
- (5) 代替幼稚園教諭に給与が支払われていたことが確認できる書類

2 前項第2号に規定する領収書、振込証明書類又はクレジット契約証明書（以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認する。

- (1) 養成施設の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額又はクレジット契約額
- (4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）
- (5) 領収日又はクレジット契約日
- (6) 領収印

3 領収書等に訂正のある場合、養成施設又は金融機関等の訂正印のないものは無効とする。

4 市長は領収書等については、必要な確認を終えた後、原則として補助対象施設に返却する。ただし、必要に応じて補助対象施設の了承を得て写しを取っておくものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

第11条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定し、川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、申請した者に対して通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた設置者等は、別に指定する日までに川崎市保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業補助金交付請求書（第6号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、当該事業を実施する幼保連携型認定こども園等に対して、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた設置者等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示もしくは命令に違反したとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 この補助金の交付を受けた設置者等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた設置者等が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた設置者等は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類の整備等)

第17条 この補助金の交付を受けた設置者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

3 第1項に規定する帳簿及び証拠書類は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出した場合は、提出した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、前条第2項の規定に基づき返還を行った場合は、返還した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。